

令和5年8月28日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 本 田 篤

### 議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 令和5年第3回魚沼市議会定例会について  
(2) 令和4年度魚沼市各会計決算の審査について  
(3) 閉会中の所管事務調査について  
(4) 議員派遣について  
(5) 検討課題について  
(6) その他
  
- 2 調査の経過 8月28日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
令和5年第3回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和5年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。  
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。  
令和4年度魚沼市各会計決算の審査については、別紙のとおりとし、質疑は事前通告制で、通告期限は9月11日正午とした。  
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。  
議員派遣については、これを了承した。  
検討課題については、引き続き調査していくこととした。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

- (1) 令和5年第3回魚沼市議会定例会について
- (2) 令和4年度魚沼市各会計決算の審査について
- (3) 閉会中の所管事務調査について
- (4) 議員派遣について
- (5) 検討課題について
- (6) その他

2 日 時 令和5年8月28日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、本田 篤  
(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、和田議会事務局次長

### 8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

#### (1) 令和5年第3回魚沼市議会定例会について

本田委員長 日程第1、令和5年第3回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)  
付議事件について、執行部から説明をお願いします。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配布の事件一覧のとおりであります。詳細に  
つきましては、総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。ま  
ず、事件番号1番から事件番号9番までにつきましては、令和4年度の一般会計及び4つ  
の特別会計並びに4つの企業会計を合わせた9つの各会計の決算につきまして、地方自治  
法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いします

るものであります。

次に、事件番号 10 番から事件番号 12 番につきましては、各会計の現計予算に追加や変更を加える予算の補正について、それぞれ議決をお願いするものであります。

事件番号 10 番の「令和 5 年度魚沼市一般会計補正予算第 4 号」についてご説明申し上げます。未だ編成途中ということで確定したものではありませんが、現時点の要求段階における主なものについてご説明いたします。当該補正予算の概要といたしましては、指定管理者に対するエネルギー価格高騰支援補助金をはじめ、民間の福祉・医療・保育事業者等に対するエネルギー価格高騰支援補助金のほか、インターチェンジ名称変更に係る PR 関連経費、線下補償地元交付割合の変更に伴う交付金の追加分、法人市民税の申告納税過大納付に係る還付額不足見込分の追加を予定しております。また、带状疱疹予防接種費用助成金を新たに計上するほか、消融雪施設削井工事、寿和温泉露天風呂棟改修工事、薬師スキー場リフト工事などの不足見込み分を追加するとともに、空家解体費補助金を追加することとしております。

加えまして、ボランティアセンター空調施設修繕、寿和温泉ヘルスセンター等ほか解体工事の設計業務、林道災害復旧費並びに農業渇水対策事業費の追加・計上を予定しているほか、工事価格上昇に伴う小出郷福祉センター解体工事費の不足見込分及び湯之谷会館など旧庁舎改修工事費の不足見込分を計上する一方、旧小出庁舎・小出公民館解体事業については工事完了に伴い事業費予算を減額することとしております。

加えまして、予備費の追加のほか、前年度決算収支における繰越金の確定による財政調整基金の積立や文化財保存基金の積立などとともに、財源の調整・変更を含めた内容を、第 4 号補正予算として歳入歳出それぞれ 10 億円強の追加補正をお願いする予定としております。

このうち、旧小出庁舎・小出公民館解体工事、寿和温泉露天風呂棟改修工事、薬師スキー場リフト工事及び小出郷福祉センター解体工事につきましては、継続費を設定していることから、歳入歳出予算補正と合わせて継続費についても補正をお願いするほか、工事費総額の増嵩と工期延長に伴う須原スキー場高圧受電設備更新工事の継続費設定を追加させていただく予定としております。

事件番号 11 番の「令和 5 年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第 1 号」の概要ですが、当該特別会計事業としている守門健康センターの指定管理者に対するエネルギー価格高騰支援補助金に係る歳入・歳出の追加補正であります。なお、給付費などの保険事業に係る予算ではないため、財源については一般会計からの繰入金をもって充てることとしております。補正額については、歳入・歳出予算に 40 万円の追加を予定してありますが、一般会計側の事業実施に合わせる必要があること、また、特別会計における財源使途の範囲が限定されているといった理由により、少額ではあるものの補正予算の扱いとしてお願いするものです。

事件番号 12 番の「令和 5 年度魚沼市介護保険特別会計補正予算第 1 号」の概要ですが、こちらも前年度会計の決算に伴う歳入・歳出の追加です。その内容といたしましては、前年度繰越額の確定により歳入側で増額分を追加し、併せて、過年度分の低所得者保険料軽減負担金の不足分に係る一般会計繰入金を追加するとともに、歳出側では、前年度事業費の確定に伴い、国、県及び社会保険診療報酬支払基金から本市に支払われた交付金等の精算により返還額が生じたことから、これを償還金として追加することとしております。また、事業間の過不足予算の組替えと併せて、歳入見込額と歳出予定額との差額分を介護保険給付等準備

基金への積立金として追加するものです。これら一連の増額とともに、財源の調整・変更

を含めた内容を、第1号補正予算として歳入歳出それぞれ2億5,480万円の追加補正をお願いする予定としています。

事件番号13番「魚沼市火災予防条例の一部改正」につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

事件番号14番「魚沼市税条例の一部改正」につきましては、地方税法等並びに、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の改正に伴い、給与所得者の扶養親族等申告書における記載事項の簡素化とともに、森林環境税導入に伴う賦課徴収規定を整備することとして、所要の改正を行うものです。

事件番号15番「魚沼市特別養護老人ホーム条例の一部改正」につきましては、旧堀之内病院療養病床棟内に地域密着型特別養護老人ホームを開設することに伴い、所要の改正を行うものです。

事件番号16番「魚沼市犯罪被害者等支援条例の制定」につきましては、犯罪等による直接的な被害だけでなく、その後の二次的被害の防止とともに、被害からの回復や生活の再構築を図り、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すこととして、新たに制定するものです。

事件番号17番「魚沼市生涯学習センター建築工事請負契約の締結について」、事件番号18番「魚沼市生涯学習センター電気設備工事請負契約の締結について」、及び事件番号19番「魚沼市生涯学習センター機械設備工事請負契約の締結について」は、旧小出庁舎跡地に建設する生涯学習センターの整備に係るものですが、いずれも契約しようとする工事の予定価格が1億5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものです。

事件番号20番「四日町排水ポンプ場機械設備工事請負契約の締結について」、及び事件番号21番「四日町排水ポンプ場電気設備工事請負契約の締結について」は、四日町排水ポンプ場の整備に係るものですが、いずれも契約しようとする工事の予定価格が1億5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものです。

事件番号22番「四日町排水ポンプ場建築・建築機械設備工事請負契約の変更」につきましては、こちらも四日町排水ポンプ場の整備に係るものですが、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約に係る変更を行うにあたり、変更金額が、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項として指定された1,000万円を超える金額となることから、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものです。

事件番号23番「青雲館解体撤去工事請負契約の締結」につきましては、こちらも契約しようとする工事の予定価格が1億5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものです。

事件番号24番「市有財産の貸付け」につきましては、銀山平森林公園付近に設置されて

いる蛇子沢小屋を地元の管理組合に無償で2年間貸し付けるにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものです。

なお、そのほかの予定議案といたしまして、1件、追加でお願いしたい事件がございます。「小出郷福祉センター解体工事」の契約締結についてです。本件につきましては現在、発注準備を進めているところですが、先ほど、事件番号10番の一般会計補正予算第4号のところでも少し触れましたとおり、当該工事の設計が納品されたところ、アスベスト含有量が想定をはるかに上回る量のアスベストが確認され、現計予算における発注が難しくなったことから、一連の除却費用の増嵩分について補正予算の議決をいただいた後に、入札手続きを進めることとなります。なお、当該工事の予定価格が地方自治法96条第1項第5号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく、議決事案の該当となることが見込まれておりますが、今回の案件が、予算措置と入札執行日程の関係から定例会初日の提案に間に合わない状況にあることから、当該工事請負契約の締結に関する議案を、本定例会会期中の仮契約締結後に提案させていただきたいとするものです。

続きまして、市長提出の報告事件として、9件についてご説明申し上げます。

事件番号1番の「令和4年度魚沼市一般会計継続費の精算」につきましては、令和4年度をもって事業が終了した継続費設定事業について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものです。なお、今回は令和3年度から2箇年度にわたって継続費を設定して実施しました「旧堀之内子育て支援センター解体撤去工事」と、令和元年度から4箇年度にわたって継続費を設定して実施しました「四日町排水ポンプ場土木工事及び監理業務」の以上2件が令和4年度をもって終了しましたのでこれに係る精算報告です。

事件番号2番から事件番号7番までの6件につきましては、いずれも、地方自治法施行令第152条に規定する法人として、市が資本金等の50%以上を出資している法人等の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものです。今回報告する法人ですが、事件番号2番「株式会社神湯温泉倶楽部」、事件番号3番「奥只見観光株式会社」、事件番号4番「株式会社ユピオ」、事件番号5番「株式会社ほりのうち」、事件番号6番「一般財団法人魚沼市医療公社」及び事件番号7番「長岡地域土地開発公社」の6社であり、いずれも決算認定の総会日程の関係で、前回の議会までに経営状況の報告ができなかったことから、今回の議会におきまして、報告をさせていただくものです。

事件番号8番「健全化判断比率」につきましては、地方公共団体財政健全化法第3条第1項の規定に基づき、令和4年度決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を、監査委員の意見書を付して議会に報告するものであり、その次の事件番号9番「資金不足比率」につきましては、地方公共団体財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、工業団地造成事業特別会計、病院事業会計、ガス事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の公営企業会計等5つの会計の資金不足比率を、監査委員の意見書を付して議会に報告するものです。

本田委員長　　ただいまの説明に質疑はありませんか。

渡辺委員　　例年、健全化判断比率については報告になっていますが、質疑は総括でさせてもらってよいのでしょうか。

坂大議会事務局長　　総括の中で質疑ができるものと思います。

本田委員長 他に質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。市長提出事件については、これを受けることにしたいと思えます。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長受付・提出事件について説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和5年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

本田委員長 それでは、ただいまの議長受付・提出事件について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。議長受付・提出事件については、これを受けることにしたいと思えます。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、議長提出・受付事件については受けることに決定しました。次に、(2)付議事件の取扱いについてを審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和5年第3回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱(案)について説明)

本田委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。

大平委員 陳情ですが、今、国民の関心事であります、健康保険証の存続を求めています。通常の郵送の陳情ですと配布のみとなっておりますが、非常に切実な問題であり、重要な関心事であることを考えて、配布ではなく審議をするべきではないかと思っています。請願に値する内容ではないかと思えますので、審議願います。

本田委員長 この件について、ほかに意見はありませんか。

佐藤委員 請願、陳情ですが、取扱いは本人が来ていただいて直接説明いただくなど、扱いについては決めてありますので、そういう形で提出されれば、当然委員会付託という取扱いが決定するわけです。郵送されただけということであれば、配布という取扱いになるのではないかなと思います。

渡辺委員 魚沼市議会の場合は、今までそうしてきましたので、今回に限ってそれをというのは、ちょっと違うのではないかなと思うので、これまでどおりでいいと思えます。確認ですが、陳情で郵送の場合は配布のみだというのは、インターネット上で告知してありますでしょうか。陳情を出す方に親切かなと思えますので検討願います。

大平委員 通常であれば、そのような対応だと思うのですが、会議規則にもここまで具体的に書いてないのですが、請願に資するものであればそのような対応をするという話があると思えます。今後、陳情についても切実な問題について出されている部分があると思えます。郵送なので配布のみという対応ではなく、検討するべき案件ではないかなと思えますが、今後、議題に上げていただければと思えます。

星委員 私は、今ほど佐藤委員がおっしゃったとおり、通常の手配でいいと思えます。

星野委員 同じく、佐藤委員のおっしゃったとおりだと思うのですが、やはり、説明員もいない中で質問が出て回答を誰がするのか。今、魚沼市のホームページを拝見すると、「陳情も請願と同様に審査されますが、郵送による陳情は原則として委員会に付託せず配布にとどめる取扱いとなります。」と書いてありますので、私は、そのようがいいと思えます。

渡辺委員 いまほどの大平委員の発言は、今後これをどうするかということについての発言だと思えますので、それを協議していくかということがひとつ問題になるかと思うのです。

が、私としては、どれが重要案件で、請願に値するか線引きがものすごく難しいと思います。陳情を出してくださる方にしてみれば、全て請願と同様に扱ってもらいたいくらいの思いで送られているんだと思いますので、議論して、どこからをどうするというのなかなか決めづらいのではないかと思います。皆さんで今後議論するというのであれば、その中で発言したいと思います。

本田委員長 議会運営委員会としては大勢の委員の皆さんが、郵送の陳情については今までどおり配布の取扱いということですが、大平委員から切実な事案については、ということで話がありました。今後、必要であれば皆さんから考えていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。事務局長の説明のとおり取扱いとすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情については、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとします。

本田委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

## (2) 令和4年度魚沼市各会計決算の審査について

本田委員長 日程第2、令和4年度魚沼市各会計決算の審査についてを議題といたします。

議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和4年度魚沼市各会計決算の審査について(案)」について説明)

本田委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。審査方法については、令和4年度魚沼市会計決算の審査について(案)のとおりとし、令和4年度会計決算審査の方法につきましては、議会事務局長の資料説明のとおり、決算審査特別委員会を設置して審議することとし、質疑については通告制として、通告期限を9月11日曜日、正午とすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。ここでしばらくの間休憩します。

休 憩 (10:36)

(休憩中に決算審査特別委員会委員長等の互選について協議)

再 開 (10:38)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

### (3) 閉会中の所管事務調査について

本田委員長 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思いません。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

### (4) 議員派遣について

本田委員長 日程第4、議員派遣についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。  
坂大議会事務局長 最終日に議員派遣として、10月31日令和5年度第2回市民の声を聞く会(議会報告会)、11月14日中学生議会のリハーサル及び11月17日中学生議会の3件を予定しています。また、最終日までに追加があった場合には追加をさせていただきたいと思いません。

本田委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。議員派遣については、ただ今説明のあったとおりとすることで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、ただいまの3件については、そのように決定いたしました。

この後の日程については、議会内部の調整等になりますので、執行部の報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部からは退席を願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、執行部から協議、報告事項はございませんか。

桑原総務政策部長 現在、執行部で課題としている事案について、課題の提起をさせていただきます。本日も付議事件の追加予定で確認をいただいた工事請負契約の締結についてです。現在関係条例によりまして、1億5千万円の工事につきましては、議会議決を要することとしており、仮契約の後に、議会議決をもって最終的な発注という流れになっています。しかしながら本市においては積雪期間が長いこともありまして、これらを考慮すると、議会提案のタイミングが合わなければ予定している工事の進捗に大きな影響が生じてしまうといった心配があります。とりわけ議決を要するような、大型の工事案件になりますと、調整にも随分と時間を要しているような実態もありまして、この議会議決につきましては、初日提案、または今回のように2日目提案でその後委員会付託、最終日採決といったことになりますと、この期間だけでも、約1か月間かかってしまうということもあります。この取扱いについて改善できる余地があるのかどうなのかといったところで、課題提起させていただければと思いい、発言させていただきました。

本田委員長 ここでしばらくの間休憩します。

休 憩 (10:42)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (10:47)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。この件につきましては、今後協議させていただきます。執行部からはほかにありませんか。(なし) ないようですので、委員の皆さんからはありませんか。

佐藤委員 取り組みいただいた湧水対策について教えてください。

内田市長 井戸につきましては、第2融雪の契約だと夏の利用ができないということで、24の井戸を通年契約に変更しました。ただし、通年契約にしますと、2時間止まるところが止まらなくなるという問題があって、電気料金が上がってしまうことになります。被害は特に渋川のほうで水が不足していて、稲の生育不安なところがあると農家の方から伺っています。ほかには秋野菜、夏野菜が個人のお宅を含めてダメージを受けている、それから促成山菜のフキノトウの養成株が約1ヘクタールほど枯れたと伺っています。私が今分かっているのはそれくらいです。

本田委員長 ほかにありませんか。(なし) ないようですので、これで執行部からは退席していただきたいと思います。(執行部退席) ここでしばらくの間休憩します。

休 憩 (10:50)

再 開 (11:00)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

## (5) 検討課題について

本田委員長 日程第5、検討課題についてを議題とします。先般の委員会で、10月末を目途に議員報酬、委員長加算、政務活動費、来年の7月を目途に議員定数について結論を出すことに決まっております。本日は委員の皆さんから意見を聞かせていただきたいと思っています。ここでしばらくの間休憩します。

休 憩 (11:01)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (11:23)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。4点について発言いただきました。今後、資料等そろえてさらに調査していただくということでよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。この点につきましては、今後も引き続き調査することに決定しました。

## (6) その他

本田委員長 日程第6、その他についてを議題とします。その他、皆さんから協議事項等はありませんか。(なし) 執行部からありませんか。(なし) 本日の会議録については委員長に一任を願います。議会運営委員会はこれで閉会します。

閉 会 (11:23)